

要望等記録一覧表（平成30年9月分）

<b>No. 67</b>	<b>【要望者区分】</b>	公職者	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	恵比須幹夫 生駒市議会議員
<b>【件名】</b>	機密文書の廃棄について			
<b>【要望等の概要】</b> 機密文書の廃棄について、細断処理の契約内容を教えてほしい。他市には、文書を搬入すれば無料で処理してくれる施設もあるが、そうした処理方法も検討できないのか。				
<b>【対応方針等の概要】</b> 現状の細断処理の金額等契約内容について、口頭で説明しました。また、別の処理方法について、現状が最善とは考えておらず、今後もより良い方法を探っていくと口頭で回答しました。				
<b>【担当部署】</b>	総務課			

<b>No. 68</b>	<b>【要望者区分】</b>	公職者	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	桑原義隆 生駒市議会議員
<b>【件名】</b>	青色防犯パトロールによる広報内容について			
<b>【要望等の概要】</b> ・鹿ノ台では、青色防犯パトロール車（以下青パト）による拡声器を使用した広報活動が行われているが、他にもそのような取組をしている地域があるのか。 ・災害発生時に、青パトで「避難してください」や「避難情報が発令されました」等、災害に関する内容を広報することはできるのか。				
<b>【対応方針等の概要】</b> ・青パトによる拡声器を使用して、防災に関する内容も広報されている自治会（1自治会）があること。 ・青パトの拡声器を使用して道路使用をすることについては、生駒警察署の権限であるので、許可については警察にお問合せいただきたいこと。 以上2点をお伝えしました。  防災に関する広報活動をされている自治会の許可申請書の書類の一部（街頭宣伝内容記載部分）をいただきたいとのことで、該当箇所の写しをお渡ししました。				
<b>【担当部署】</b>	市民活動推進課			

<b>No. 69</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	国道308号の逆進入について			
<b>【要望等の概要】</b> ①平成30年9月10日 南都銀行・南生駒支店前の国道308号において、逆進入をする車があるので、進入禁止の標識をつけてほしい。また、小瀬町西の交差点付近にある進入禁止の標識の向きが違うので直してほしい。  ②平成30年9月14日 郡山土木事務所と生駒警察署に連絡した結果を教えてほしい。東大阪市の市議会議員に相談しているので、動きがなければ当市議会議員から生駒市の市議会議員に連絡してもらおう。				
<b>【対応方針等の概要】</b> ①平成30年9月10日 国道308号の道路管理者は、郡山土木事務所であり、通行の規制に関する窓口は生駒警察署なので、生駒市では対応できない旨を伝えました。また、郡山土木事務所と生駒警察署には要望があった旨を連絡すると伝えました。  ②平成30年9月14日 生駒警察署と郡山土木事務所から連絡がない旨を伝えました。				
<b>【担当部署】</b>	土木課			

要望等記録一覧表（平成30年9月分）

<b>No. 70</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	生駒市再開発住宅条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例について現時点までの確認			
<b>【要望等の概要】</b>	<p>平成29年度12月議会において、議案第76号は修正案が提出されたが、これが否決となり、最終的には可決となった。可決となった後のことについて、以下の3項目を営繕課長より回答をいただきたい。</p> <p>①市議会議員より、連帯保証人に関して問合せ等があったか</p> <p>②12月議会時点であった47万円の不良債権は、現在どうなっているか</p> <p>③不良債権の処理については、連帯保証人に何らかの措置を求めているか</p>			
<b>【対応方針等の概要】</b>	<p>①把握している範囲においては、来られていません。</p> <p>②12月時点の47万円からは、減少しています。</p> <p>③家賃を滞納している者は、当該議会の条例改正時より以前に入居しているため、連帯保証人ではなく保証人となっております。</p>			
<b>【担当部署】</b>	営繕課			

<b>No. 71</b>	<b>【要望者区分】</b>	公職者	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	片山誠也 生駒市議会議員
<b>【件名】</b>	北大和地内空き家について			
<b>【要望等の概要】</b>	<p>地域住民から北大和地内の空き家について、敷地内の木が大きく成長し電線にかかりかけており、危険な状態である旨の相談を受けた。空き家所有者に対し連絡等できないか。</p>			
<b>【対応方針等の概要】</b>	<p>平成28年度に実施した空き家等実態調査対象の物件であるが、同時に実施したアンケート調査は返信されておらず、連絡先等はわからない。しかし、課税情報を通じて、所有者に対し文書を送ることは可能であるので、通報の内容を記載し、至急担当課まで連絡してほしい旨の文書を送付します。</p>			
<b>【担当部署】</b>	都市計画課 建築課			

<b>No. 72</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	空き家に関する要望			
<b>【要望等の概要】</b>	<p>隣接の空き家の擁壁の状態が悪いため心配である。</p> <p>また、草木が生い茂っており迷惑しているため、所有者に注意喚起してほしい旨の要望書を持参される。当該擁壁は無許可で築造され違法であると主張される。</p>			
<b>【対応方針等の概要】</b>	<p>現地確認を行い、空き家所有者に対し、可能な範囲で適切に指導等を行う旨を回答し、空き家所有者に対してお知らせ文書を発送しました。</p> <p>また、当該地で一定規模以上の擁壁の築造等に対する許可、指導等は奈良県に権限があると説明をしました。</p>			
<b>【担当部署】</b>	建築課			

要望等記録一覧表（平成30年9月分）

<b>No. 73</b>	<b>【要望者区分】</b>	公職者	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	伊木まり子 生駒市議会議員
<b>【件名】</b>	広場の利用等について			
<b>【要望等の概要】</b> ①東旭ヶ丘憩いの広場の隣接地に自治会の集会所があるが、老朽化により建替えを考えている。広場内に建替えできないか。 ②旭ヶ丘第2公園の階段側面のコンクリート擁壁が少し隙間が空いているので、確認しておいてほしい。 ③旭ヶ丘第3公園の園内の水飲み場について、隣接のマンションの所有者のみしか利用できないのか、又は誰が利用しても大丈夫なのか。				
<b>【対応方針等の概要】</b> ①基本的には難しい問題ではありますが、計画が具体化された段階で協議してください。 ②現場確認をします。 ③一般に供用開始している都市公園であるため、どなたでも利用可能です。				
<b>【担当部署】</b>	みどり公園課			

<b>No. 74</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	単独処理浄化槽撤去補助金について			
<b>【要望等の概要】</b> 以前に電話で問い合わせた際に、合併処理浄化槽設置補助金と単独処理浄化槽撤去補助金の対象となるというので必要書類を揃えたにも関わらず、補助金交付申請書を提出すると、単独処理浄化槽撤去補助金は対象にならないと言われた。先に問い合わせた際に単独処理浄化槽撤去補助金は対象とならないと言ってくれたら余計な書類を揃える手間も要らず、申請の代行を業者に依頼しなくてもよかった。また、交付申請をしてから撤去補助金が対象にならないとの回答が遅い。				
<b>【対応方針等の概要】</b> 電話での問合せでは、申請書類を見た上での判断ではないので、一般的な説明を行いました。後日、補助金交付申請の書類を確認し、対象外との決定に至ったものです。また、交付申請を受けて、1週間以内に回答しているので、遅いとは考えていない旨をお伝えしました。				
<b>【担当部署】</b>	下水道課			

<b>No. 75</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	「古本アワーin南分館」におけるボランティアの言動に対する要望等			
<b>【要望等の概要】</b> 当該行事において参加者の中で、事業ボランティアの1人に「お前！」と突然罵倒され、言い争いになったことについて不快な思いをしたので、「そのような粗野な人間をボランティアで活用している館長は判断能力が欠如している。頭がおかしい。普通なら土下座するべきだ。裁判を起してもいいぐらいだ。当人に謝罪させ、ボランティアを辞めるか、違う仕事をさせる。」と要望された。 また、「たくさん本を持って帰ろうとしたと言うが、自分は4冊手に取っただけで、これがそんなに多い冊数なのか、図書館職員内でも多い冊数の意識が明確に統一されていないから、冊数がわかるように掲示せよ。」と要望された。				
<b>【対応方針等の概要】</b> ・ボランティアの発言で不快な思いをされたことへの謝罪と、要望者の要望を当該ボランティアに伝えます。 ・次回開催時には、制限冊数を書いた貼紙を掲示します。				
<b>【担当部署】</b>	図書館南分館			

要望等記録一覧表（平成30年9月分）

<b>No. 76</b>	<b>【要望者区分】</b>	個人（公職者以外）	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	—
<b>【件名】</b>	図書館運営全般に対する要望等			
<b>【要望等の概要】</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・古本アワーにおいて、持ち帰れる古本の冊数制限について、そもそも100冊程度の少ない古本に冊数制限を設けるのは、古本を集める努力が不足している。</li> <li>・24時間利用できる図書館や、本のリサイクルでは年に1度古本を無制限に持ち帰りできる行事などを行っている他市図書館を研究し、本をリサイクルで持ってくる人は本好きな人が多いので、本を捨てずに大切に扱う図書館を運営するように要望された。</li> </ul>				
<b>【対応方針等の概要】</b>				
他市の状況を研究します。				
<b>【担当部署】</b>	図書館南分館			

<b>No. 77</b>	<b>【要望者区分】</b>	公職者	<b>【要望者氏名(名称)】</b>	伊木まり子 生駒市議会議員
<b>【件名】</b>	生駒市における地域医療の現況報告書の内容説明について			
<b>【要望等の概要】</b>				
平成30年9月7日に開催された生駒市病院事業推進委員会で報告のあった「生駒市における地域医療の現況等報告書」の内容について、消防本部提供のデータに基づく詳細な説明を依頼された。				
<b>【対応方針等の概要】</b>				
提供したデータの数値については、即答できませんでしたので後日回答するとお伝えし、後日、資料を基に、詳細な説明を行った結果、了承していただきました。				
<b>【担当部署】</b>	消防本部警防課			